

1 2 月 6 日 (第 2 日)

12月6日(金)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	11番	胡子雅信
12番	林久光	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	野崎剛睦
18番	山根啓志		

欠席議員

10番 片平 司

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	箱田 伸洋
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 教正	企業局長	川尻 博文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	報告第9号	専決処分の報告について(訴えの提起について)
日程第2	同意第4号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第3	同意第5号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	同意第6号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	同意第7号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7	議案第84号	江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正

		する条例案について
日程第 8	議案第 8 5 号	江田島市都市下水路条例案について
日程第 9	議案第 8 7 号	江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 8 8 号	江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 8 9 号	江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 9 0 号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 9 1 号	新市建設計画の変更について
日程第 1 4	議案第 9 2 号	平成 2 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5	議案第 9 3 号	平成 2 5 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 9 4 号	平成 2 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7	議案第 9 5 号	平成 2 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 9 6 号	平成 2 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 9 7 号	平成 2 5 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） おはようございます。

ただ今の出席議員は17名であります。

片平司議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第6回江田島市議会定例会2日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したところであります。

日程第1 報告第9号

○議長（山根啓志君） 日程第1、報告第9号「専決処分の報告について（訴えの提起について）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めておはようございます。

昨日に引き続いての定例会2日目でございますが、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいま上程されました報告第9号「専決処分の報告について（訴えの提起について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定についてに基づきまして、訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） おはようございます。

それでは、報告第9号、専決処分の報告についてを御説明いたします。

1ページをごらんください。

このたびの専決処分は、市営住宅を不法に占有している者に対する市営住宅の明け渡し及び家賃相当額の損害金の支払いを求める訴えを提起するものです。

被告は、江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇で、明け渡しを求める市営住宅は、大君山の手住宅〇号棟〇号室。家賃相当額の損害金は、平成25年10月末現在で39万7,800円で、専決処分量月日は、平成25年11月26日でございます。

事件の内容については、2ページから3ページをごらんください。

2ページの下4、事件の内容のとおり、本件対象の市営住宅に居住する被告に対して滞納した住宅使用料の納付及び入居承継手続について再三にわたり指導を行ってまいりましたが、被告が、これを履行せず、不法占有を続けました。

このため、被告に対し、本件物件の明け渡しと家賃相当額の損害金を請求しましたが、被告が、これに応じなかったため、本件物件の明け渡しと家賃相当額の損害金の支払い等を求める訴えを提起したものでございます。

家賃相当額の損害金は、平成25年10月末現在で39万7,800円となっております。これに平成25年11月1日から本件物件の明け渡しに至るまでの間、1か月当たり1万8,600円の割合の金員を加えた額となります。

訴訟履行の方針といたしましては、被告から本件物件の明け渡しと明け渡しまでの家賃相当額の損害金の支払いの申し入れがあり、かつその履行が確認されれば和解するものとしていたします。

なお、1審、2審の判決の結果、必要と認めた場合は、上告するものとしていたします。

事件の詳細な経緯等につきましては、4ページから5ページに記載しております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

日程第2 同意第4号～ 日程第5 同意第7号

○議長（山根啓志君） 日程第2、同意第4号から日程第5、同意第7号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」までの4案を、一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました同意第4号から第7号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

平成25年12月15日付けで、江田島市固定資産評価審査委員会の委員4人全員の任期が満了することに伴い、引き続きこの4人の方々を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものです。

最初に議案書8ページ、同意第4号でございます。

次の者を引き続き選任したいので、議会の同意をお願いするものです。

再任したい方は、住所が江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が二矢川敏郎さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、71歳でございます。

次に、議案書10ページ、同意第5号でございます。

次の者を同じく引き続き選任したいので、議会の同意をお願いするものです。

再任したい方は、住所が江田島市能美町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が今田知二さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、66歳でございます。

次に、議案書12ページ、同意第6号でございます。

次の者を同じく引き続き選任したいので、議会の同意をお願いするものです。

再任したい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇番〇〇号、氏名が久岡重樹さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、66歳でございます。

続いて、議案書14ページ、同意第7号でございます。

次の者を同じく引き続き選任したいので、議会の同意をお願いするものです。

再任したい方は、住所は江田島市沖美町〇〇〇〇〇〇番地、氏名が城山明博さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、63歳でございます。

以上4人の方々を適任者として、再任をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから本4案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関することですので討論は省略し、直ちに起立により採決に入ります。

最初に、同意第4号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これ同意することに決定いたしました。

日程第6 諮問第4号

○議長（山根啓志君） 日程第6、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

平成26年3月31日で任期満了となる次の人権擁護委員を、引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇号、氏名が中村和之さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、66歳でございます。

この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関することでもありますので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第7　議案第84号

○議長（山根啓志君）　日程第7、議案第84号「江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました議案第84号「江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成26年度から、下水道事業について、地方公営企業法の全部を適用することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） それでは、議案第84号、江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

まず、条例改正の本文を23ページから56ページ、参考資料として新旧対照表を57ページから103ページ、改正要旨を104ページから108ページに掲載しております。

主な改正内容について改正要旨により説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず108ページをごらんください。

今回の改正に伴う改正・廃止を行う条例、経過措置一覧を示しました。

左の欄に条例等の名称を、中央の欄に改正文の該当ページを、右の欄に新旧対照表の該当ページを掲載しております。

今回の改正は、水道事業に公営企業法の全部適用することに伴い、関係条例が多数に及ぶため、それぞれの条例ごとに改正を行わず、1の、番号1の江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部改正し、結びつきの強い2から19番までの18条例を附則で改正することにしております。

また、20から23番までは今回の改正に伴う経過措置でございます。

それでは改正要旨を説明いたします。

104ページをごらんください。

今回の改正の大きなポイントは3点ございます。

1点目ですが、平成26年度から下水道事業に現在一部適用となっている地方公営企業を全部適用し、下水道課を企業局に統合する組織再編に伴い、関係条例の整備を行います。

2点目です。下水道使用料に関する事項としてメーターの貸付、月の途中で異動があった場合の下水道使用料の調整、区域外接続などに関する関係条例の改正を行います。

3点目です。あわせて、平成26年4月1日に施行される国の消費税法改正に対応するために、関係条例の改正を行います。

次に、改正内容について、会計ごとに御説明いたします。

まず、1、江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部改正を説明いたします。

今回の改正の本条文でございます。

主な改正は、次に示す3点でございます。現在の水道事業、交通船事業に下水道事業を追加いたします。

2点目ですが、議会の議決を要する負担つきの寄附の需要等の基準額を、企業局として統一を図りました。

3点目です。市長または規則を、現状市長または規則となっておるものを、公営企業の管理の権限を行う市長または下水道事業の管理者の権限を行う市長、イコール管理者に字句の整備を行います。

次に、2の大きいとこの2の上記改正に伴い、附則で改正または廃止を行うものを

説明いたします。

条例名の前の番号は、最初に説明した 108 ページの一覧表の番号に対応しております。

条例の右側に一部改正や廃止を示し、さらにその右に対応する附則の条番号を示しております。また、同一条例で施行日の異なるものにつきましては、施行期日も示しております。

まず、組織変更に伴い、条例の改正を行うものについて説明いたします。

2 番の江田島市部設置条例により、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用とすることに伴い、下水道事業に関する事務を公営企業で行うことになるので、附則第 3 条により、下水道に関するものを削ります。

また、3 番、江田島市情報公開条例及び 4 番、江田島市個人情報保護条例は、主としての、公営企業でも、これを準拠するため、それぞれ附則第 4 条及び附則第 5 条により、公営企業管理者の権限を行う市長を加える一部を改正いたします。

次に、上下水道事業の経営に関する重要事項を加えるを御説明します。

5 番、市長の附属機関の設置に関する条例を、附則第 6 条により、上下水道事業審議会を加える一部改正を行います。

次に、条例を整備し、統合したもの、(廃止を含む)ものを説明します。

水道事業、交通船事業及び下水道事業の 3 事業を企業局に統一するため、7 番の江田島市水道職員の給与の種類及び基準に関する条例を、附則第 8 条により、題名を江田島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に改めます。

このことにより、6 番の江田島市下水道事業の設置等に関する条例及び 8 番、江田島市交通船事業事務職員の給与の種類及び基準に関する条項を、それぞれ附則第 7 条及び第 9 条により廃止いたします。

次に、下水道使用料に関する条項を改正するものとしまして、9 番、10 番の江田島市下水道条例と、11 番、12 番の江田島市農業集落排水処理施設条例を改正いたします。

これらの条例改正は、平成 26 年 1 月 1 日から適用するものと、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものにそれぞれあります。

改正点につきましては、次のページの枠囲みをごらんください。

平成 26 年 1 月 1 日から適用するものは、まず、1 ですが、1 番目として、水道事業と同様にメーターの貸付けに関する規定を設け、利用者が事業用、散水栓、井戸水等に使用するメーターの交換を企業局に委ねた場合に対応できるように改正いたします。

2 番目として、また、下水道の使用に関し、月の途中で異動があった場合、従来の使用水量によるものから、使用日数と使用水量に応じて使用料を調整することにし、さらに、区域外接続に関する規定を整備しました。

平成 26 年 4 月 1 日から適用するものは、消費税を 5 % から 8 % に改正するものでございます。

次に、市長または規則を、公営企業の管理者の権限を行う市長または下水道事業の管理者の権限を行う市長イコール管理者ですが、に改める、改正するものとしまして、

ここに掲げる10番、江田島市下水道条例から19番、江田島市下水道事業の施行に伴う分担金等の滞納処分に係る事務手続等に関する条例までの9条例について、一部改正を行います。

主な内容は、下側の枠囲みをごらんください。

地方公営企業法第7条の規定により、公営企業に管理者を置くことが定められています。

ただし、小規模な公営企業では、条例で管理者を置かないことができます。

この場合、地方公共団体の長が管理者となり、下水道事業の関係条例には地方公共団体の長として行う事務と、管理者として行う事務の2通りがあり、今回の改正により、これを整理するものでございます。

次に、規則を規程に改正するものとします。

10番、江田島市下水道条例、12番、江田島市農業集落排水処理施設条例、14番、江田島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例及び18番、江田島市公共下水道事業と区域外流入分担金に関する条例の4条例を一部改正いたします。

改正内容は、枠囲みをごらんください。

地方公共団体では、地方自治法第15条により規則を制定できますが、公営企業ではできません。

公営企業では、これに代わるものとして、地方公営企業法第10条により条例・規則に違反しない限りにおいて、規程を定めることができます。

このことにより、規則を規程に改正いたします。

次のページ106ページをごらんください。

都市下水路の事務に関する規程を改正するものといたしまして、10番、江田島市下水道条例を附則第11条により一部改正いたします。

この理由としては、その下の枠囲みをごらんください。

下水道事業に係る事務は、今回の改正により、地方公営企業法のもとで、企業局、下水道課として業務を行います。

しかし、都市下水路、雨水なんですけど、とかいうもんなんですけど、に係る事務は、これまでと同様に、土木建築部で行うため、都市下水路にかかるものは、下水道条例から削ります。

なお、このことにより、都市下水路に関することは、今回、議案第85号、江田島市都市下水路条例で新たに制定するように提案しております。

3番目の囲みなんですけど、経過措置としまして、20番、江田島市水道職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置、22番、江田島市農業集落排水処理施設条例の一部改正に関する経過措置及び23番、罰則に関する経過措置にかかるものにつきましては、まず、旧条例の効力に関する規定、従来の状態を改正する条例が容認する規程、罰則に関する経過規定で、一般的な経過措置を定めております。

特に今回の消費税引き上げに伴う経過措置を、21番、江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部改正に係る消費税に関する経過措置を附則第22条で設けています。

この内容につきましては、下の枠内をごらんください。

平成26年4月1日以下施行日と言います。

前の使用料に対しまして、旧税率の5%が適用されます。

しかし、施行日前から使用している場合で、4月中に確定した使用料は旧条例の5%を適用いたします。

また、5月1日以降に確定した使用料は、その一部について、旧税率の5%が適用されますが、江田島市では偶数月で検針業務を行っているため、現状ではこのケースは生じません。

具体的事例に基づき説明いたします。

まず例1です。

井戸水を水源とする使用者が、平成26年3月10日から下水道を利用開始した旨を平成26年4月20日に届けた場合でございます。

この場合、26年3月分については、旧税率の5%が適用されます。

例2です。

前回の検針日が26年2月5日で、施行日後の初めての検針が平成26年4月5日の場合でございます。

この場合、本来では4月1日から4月5日分は施行日以降であり、8%の税率が適用されなければなりません。

しかし、検針により、4月5日に確定されたため、4月1日から4月5日分も含めて、旧税率の5%を適用の対象とするものでございます。

最後に、107ページをごらんください。

4の施行期日ですが、平成26年4月1日から施行いたします。

ただし、先に説明いたしました9番、江田島市下水道条例及び11番、江田島市農業集落排水処理施設条例につきましては、平成26年1月1日から施行します。

その理由といたしましては枠内をごらんください。

1から5番までの5つの中で事項があります。

1番は区域外接続に関する事項、2番目として月の中途における使用開始があった場合の下水道使用料を使用日数に応じて調整する事項、3番、メーターの貸付料に関する事項、4番、特定事業場からの悪質汚染の排除の制限、除害施設の設置届等、5番、上記に関する罰則に関する事項でございます。

この中には、②のように、より使用実態に近い使用料の算定にするものとして、結果として、長期間、このような現象が生じない場合もございますが、があるかもしれませんけれども、備えが必要なものとして決めました。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） これは議決後に、4月より施行されるものと思いますが、利用者への周知、経過措置等の周知はどのようにされるのでしょうか。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） これらにつきましては、後日これ可決された後に、ホームページとか広報等で概略になると思います。こんだけありますので、それをさせていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 利用者にとっては主に料金のことが主になってくると思いますので、その辺をだけをある意味よくわかるようにしてもらったらと思います。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 組織的なことを聞きたいんですが、すなわち企業局の管理者として江田島市長ということで、土木建築部あるいは副市長がこの組織から外れるという形になりませんかと思います。

そうしますと、まだ下水道事業については、100%整備されてない。まだ事業もあります。

これについて、事務的に、支障はあるのかないのか、お伺いします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） 今、現在におきましても、水道の部屋いうんですか、この下で、同じように業務を行っております。

決裁区分につきましては、権限がかわってくるわけなんですけども、支障はないと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私が言うのは、いわゆる、これからまだ処理場の増設もあるかと思いますが。それから管渠の整備もあるかと思いますが。

そうしますと、申請はやっぱり土木建築部がやられる方が、部長を通してやられるんが国の方にもスムーズにいくんじゃないかと、こういうふうを感じるわけですが、協議をされてやられるんでしたらいいかと思いますが。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

10番 胡子議員。

○10番（胡子雅信君） 資料をいただいておりますこの60ページで、新たに、市長の附属機関ということで、上下水道事業審議会、こちらのほうを設けるということですが、こちら重要な案件について市長からの諮問に対して審議するということなんですけど、どういったメンバーで構成を予定されているのか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） まず、有識者等を含めて民間の代表の方が出てくると思いますが、そこらで定めたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 10番 胡子議員。

○10番（胡子雅信君） 先ほど山本秀男議員も今質問されましたですね、要はまだ下水道が最終的に全部できてない状況の中で、これは企業局の方も入るのか、もちろんその入るんでしょう。おそらく土木建築部も入るでしょう。

今、下水道の問題もですね、これまで、計画エリアを縮小したり、いろいろその、どういうんですかね、56メートルラインでしたですかね、ある程度のところからいくとその区域から外すとかいう、そういうふうなこと、見直しいろいろ手続やとるんですが、こちらのところは審議会で特にこういったところを検討するということも考えられるんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 下水道の整備計画の区域でございますが、これについては今土木建築部の方で下水道所掌しておりますので、それについては、ことしの春ごろから住民の皆さんにアンケートをとらせていただいて、その結果を踏まえてですね、今年度中にたたき台をつくって、合意形成ができましたら26年度中には市民の皆さんに御報告をしたいというふうに考えております。

今の審議会の検討する内容でございますけども、今想定しておりますのは、下水道、上下水道の料金とかですね、そういったようなものの改正については、この審議会の方にはからせていただいて御議論いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 胡子議員。

○10番（胡子雅信君） わかりました。

一応ですね、いろいろ私も下水道関係、いろいろ資料を調べてますが、かなり複雑な仕組みになっております。

もちろんこれは今の公共下水の分もあれば、農業集落排水というところ、管掌ね、国土交通省と農水省ですか、いろいろ管掌部署が分かれたりとか、あとは計算方式も本当多岐複雑わたるんで、そういった意味で審議会のメンバーもしっかりした、どういうんですかね、大学の教授とかですね、そういったクラスで、よく理解できる方を、いわゆる会長というかですね、進行役に充てていただいて、おそらく住民代表の方も入ってこられると思うんで、そこらへんの取りまとめのところの組織づくりをしっかりしていただければということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 8 5 号

○議長(山根啓志君) 日程第 8、議案第 8 5 号「江田島市都市下水路条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 8 5 号「江田島市都市下水路条例案について」でございます。

平成 26 年度から、下水道事業について、地方公営企業法の全部を適用することに伴いまして、市が設置する都市下水路の管理並びに構造及び維持管理の基準を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 箱田土木建築部長。

○土木建築部長(箱田伸洋君) それでは議案第 8 5 号、江田島市都市下水路条例案について御説明いたします。

この条例は、先ほど、第 8 4 号で議論していただきましたとおり、平成 26 年度から、江田島市下水道事業について、地方公営企業法の全部を適用することに伴いまして、都市下水路について改正される下水道条例の対象から外れることとなりますので、都市下水路の管理並びに構造や維持管理の基準等を定める条例を整備するものでございます。

110 ページから 117 ページに条例案を、118 ページに参考資料をお示ししております。

まず、条例の主な内容について参考資料で説明させていただきたいと思っておりますので、118 ページをごらんください。

参考資料 1、条例の要旨でございます。

先ほど申し上げましたとおり、平成 26 年 4 月 1 日から下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、都市下水路については、改正される下水道条例の対象から外れることとなりますので、下水道法第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、この都市下水路に係る条例を定めるものでございます。

2、条例化に対する考え方でございます。

1 としまして、現行の江田島市下水道条例は、昨年 9 月議会において一度改正をさせていただいております。

これは第2次地域主権改革一括法の制定に伴いまして、下水道法の一部が改正されました。

それにより、公共下水道の構造の基準や、終末処理場の維持管理の基準、都市下水路の構造の基準及び維持管理の基準が条例に委任されましたので、それらの基準を条例に定めさせていただきます。

今回の都市下水路の条例案は、その昨年9月の条例制定以降、特段の改正を要する事情が生じていないものですから、この下水道条例の中から、都市下水路の設置及び管理について必要な事項を抜粋させていただきました。

2番目といたしまして、条例には根幹となる項目を記載して、弾力的な運用に係る項目については、規則に委任することとしております。

続いて、3番目の表でございますが、条例案の内容について示させていただきます。

条例の主な項目について、規程の概要、現行の江田島市下水道条例、旧下水道条例と言わさせていただきますけれども、での該当条項を示しております。

順に説明させていただきます。

第3条 都市下水路の設置について規定し、名称及び位置を別表に示しています。

旧下水道条例の第2条及び別表に規定があったものでございます。

第4条 都市下水路における禁止行為を定めております。

旧下水道条例にはなかったものですが、都市下水路に有害な行為の禁止を確認的に列挙したものでございます。

第5条 下水道法第29条の規定に基づき、都市下水路に工作物を設ける場合の許可について定めています。

旧下水道条例第35条に規定があったものです。申請書の書式など詳細は規則の方で定めます。

第7条 都市下水路の用地や配水施設に物件を設けて占用する場合の許可手続について定めております。

旧条例の第37条に規定があったもので、申請書の様式など詳細は規則で定めます。

第15条 都市下水路の配水施設の構造の基準です。

これは旧条例の第31条にわたり、昨年9月議会において改正を行った条文でございます。今回変更はございません。

第17条 都市下水路の維持管理の基準です。

旧条例の第32条に当たり、これも昨年9月議会において改正を行った条項です。今回変更はありません。

4として、施行日でございます。

本条例の施行日は、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに関連する、ほかの条例とあわせまして、平成26年4月1日とし、これを附則に定めます。

それでは、110ページに戻っていただきまして、条例案について、旧条例から追加、変更となった条項について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、第1条の趣旨でございます。

この条例の趣旨を示すもので、市が設置する都市下水路の管理並びに構造及び維持管理の基準を条例に定める旨を記載しております。

第2条 定義、旧条例から都市下水路に係る用語を抜き出したものです。

第3条 設置、旧条例から都市下水路の設置にかかる規定を抜き出したものでございます。

第4条 行為の禁止、都市下水路における禁止行為を定めております。

旧条文にはなかったものですが、都市下水路に有害な行為の禁止を確認的に列挙したものです。

次のページをお願いします。

占用の期間、第8条第2項でございます。占用を継続する場合の更新の手続を定めさせていただきます。

第9条 国などに対する特例ということで、第5条で行為の許可についての特例でございます。国などが行う行為について協議の成立をもって許可とみなすものでございます。

次のページをお願いします。

第10条第3項 占用料ですが、占用をやめた場合の占用料の還付についての規定を定めたものでございます。

続いて115ページをお願いいたします。

第22条 罰則でございます。旧条例から都市下水路にかかる規定を抜き出したものでございます。

次のページをお願いします。

附則でございます。

施行期日、この条例は平成26年4月1日から施行する。

経過措置、2 この条例の施行の日の前日までに、江田島市下水道条例（平成16年江田島市条例第154号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第87号

○議長(山根啓志君) 日程第9、議案第87号「江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第87号「江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

家庭から排出された資源物の持ち去りを禁止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) それでは、議案第87号について説明いたします。

内容については、140ページに改正条文を、141ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

説明に当たっては、この新旧対照表により行いますので、141ページをごらんください。

左側が改正案、右側が現行となっております。

本条例の改正内容は、現行第3条の次に、第3条の2、第3条の3、第3条の4及び議第3条の5号の4つの条文を追加するものです。

追加する第3条の2は、家庭から排出された資源物の所有権及び持ち去り禁止について定めており、条文には、家庭から市の指定する場所に排出された資源物、この資源物とは、市が資源化を目的として分別収集するビン・缶・ペットボトルなどの家庭系廃棄物のことですが、この資源物の所有権は市に帰属することを明確に定めており、また、市または市から収集もしくは運搬の委託を受けた事業者以外のものは、資源物を持ち去ってはならないことも明確に規定しています。

次の第3条の3は、指導または勧告について定めており、条文には、市または委託業者以外のものが、資源物を持ち去った場合、その者に対し、必要な指導または勧告をすることができることを規定しています。

次の第3条の4は、措置命令について定めており、条文には正当な理由がなく、指導または勧告に従わない者に対し、期限を定めて、必要な措置を命ずることができるこ

とを規定しています。

次の第3条の5は、公表について定めており、条文には、措置命令に従わないときは、その旨を公表することができることを規定しています。

このように、このたびの改正は、資源物の所有権は、市に帰属することを明確にして、持ち去り行為は窃盗罪となる構成要件を従属させるようにしたこと、また指導、勧告、公表ができることについて規定することで、持ち去り行為を抑制しようとするためのものであります。

140ページにお戻りください。

末尾に、本条例の附則をおいておりますけれども、施行期日は、附則により、平成26年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ただいま説明がありましたけれども、この資源物という定義を再度お聞かせ願いたいんですが、粗大ごみ、燃えない粗大ごみの収集日のときに、かなりの大きな鉄製の物が出てきます。

それと、自転車等もその中にも含まれるわけですが、ちょうど私が耕作している畑のすぐ真上に、市のごみステーションがあります。

朝早く、畑の方に出ておりますと、収集が始まる、収集はいつも8時ごろに来るんですが、その前に、2台ほどトラック、また軽トラを使用して何するのかなと思ったら、そこに出されてある自転車とか鉄製、またお金になりそうなもの、電気製品、モーター類、これらを車に積んで、また次のステーションに行くように、まあ私には見受けられます。

そこらあたりで、ビン、缶、例えば新聞紙等も含まれるかもわかりませんが、その資源ごみについて、どこまでの範ちゅうになるのか、この条例がどこまで及ぶのかということをお教えください。

それと、必要な指導または勧告を行うことができるとされておりますけれども、少し緩いかなと、罰則規定を考えてもいいんじゃないかという気がします。

それと、第3条の4で期限を定めて必要な措置を命ずることができると思いますが、必要な措置とはどのようなことを想定されておりますか、お答えください。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） まず1点目のお尋ねのですね、廃棄物の内容なんですけれども、これはこの条文の頭にもありますけれども、一般廃棄物実施計画に従いということで、これは毎年作成しております、この中に、廃棄物とはどういうものかというものを明記しております。

具体的に申し上げますと、先ほど議員さんからもありましたけれども、ビン、缶、ペットボトル、新聞紙等の古紙、段ボール、布類、不燃粗大ごみ、金属類ですね、それと

電気製品、可燃粗大ごみ、家具類、こういったものであります。

それと罰則規定はということなんですけれども、今、このたび改正したことでイメージしておりますのは、こういった行為をするには、まず、現認が必要となります。

そのためには、そういった持ち去る人の目撃をしないといけないんですけれども、こういう指導とか勧告は行政じゃないとできないので、この条例が可決されましたら、自治会とか女性会、あるいは公衆衛生推進協議会の方に、今回の改正の、改正の内容、改正の目的、ここら理解いただきまして、それと、協力をお願いをしたいと思います。

その協力をお願いというのが、先ほどの現認するために、ごみステーションでこういう人が持ち帰ってましたよということを情報をいただいてですね、それに基づいて、うちの方が指導等を行っていきたいと思っております。

そして今回、先ほど説明でも言いましたけれども、所有権を明確にしております。

この所有権を明確にしたということは、先ほども言いましたけれども、窃盗罪で告発できるということになっておりますので、指導勧告を何回もして、それに従わない場合は、警察と協議しながら、そういったことでも考えたいと思います。

それと3点目の措置命令の件なんですけれども、今考えてます措置命令というのは、当然持ち帰った資源物の返還の命令もございまして、自分がそういった行為をしたことの事実の報告もさしてもらって、そういった面もあるんだと思うんです。

それと、もうこういうことは二度としないよというその誓約書のようなものも提出しなさいよとか、文書なんかではもう持ち去り禁止命令書を発行する、いわゆる行政処分、そういったことも考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 1番 酒永議員。

○1番（酒永光志君） この条例に相当する資源物の範囲というのは、大体すべてのものが、市が、どういうんですか、収集する廃棄物については、大体すべてのものというように返答がありました。

地元の自治会等、また女性会等に、こういう行為の確認といいますか、現認行為を依頼するというのは私大変難しいんじゃないかと思えます。

いわゆるこれはいみじくも窃盗罪ということを言われましたけれども、これについては、現行犯でないともうそういうことは難しいんじゃないかということ、じゃその現行犯のことをですね、例えば警察、司法権以外のものですね、そういうことをされる行為者に対して、できるんかどうか。

また、それによっていわゆるトラブルが発生することも想定をされるんですが、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 確かにそういった相手が特によつては被害が、そういう注意をすることによって、危害を及ぼされる可能性もありますから、積極的にそういうことは難しいんだと思うんですけれども、そういう情報がありましたら、そのごみステーションの地域を重点的にですね、市の方がパトロールを行おうかと思っております。

そういう人を特定しないと確かに難しいんですけども、そういった、取りに来た人の車両の番号とかですね、顔がわかればそういった人の氏名、そういったものを行政の方に報告していただければ、うちがそれなりに対応したいと、警察と協議しながら対応したいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 1 番 酒永議員。

○1 番（酒永光志君） 大変難しいことじゃろうと思慮するわけですが、十分な取り組みをですね、せっかくこのようないい私は条例だろうと思しますので、いい取り組みをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

1 1 番 胡子議員。

○1 1 番（胡子雅信君） こちら今条例見さしてもらっております。

先ほど酒永議員が質問したところもすごく重要なポイントでありまして、この条例が可決された後には、自治会であるとか、公衛協とか、女性会とか、そういったところには案内をするということを今伺いました。

9月の定例会の一般質問でも申し上げたんですけども、例えば、アルミ缶とかですね、特定のボランティアであるとか、そういったところが、いわゆる活動資金として収集しているということも見受けられるという話でございます。

もしかしたら、今の自治会であるとか老人クラブ、もしくは女性会といった団体の中にもですね、そういった資源ごみ、アルミ缶であるとかを、いわゆる収集して、換金をして、自分たちの活動費に見立てているという可能性もありますんで、そういう意味では、今度そういった会合を開かれる場合は、そういったところも、各種団体の御意見も聴取しながら、今この条文で見ていると、もう市または市から収集もしくは運搬の委託を受けた業者しか持っていつてはいけないということになると、今先ほど申し上げた特定の団体がですね、そういったところで、この条例にひっかかりかねないところもありますので、そこら柔軟的に考えていただきたいと思うんですが、これをまず1点ですね。

それと今ごみステーションが市内何か所あるのかということと、おそらくこれは警告的な条例になりますので、張り紙等もしくは看板に、そういったものを明記していただくことがまず必要だと思うんですよ。

先ほど窃盗罪の犯罪構成要件に入るということで、第235条刑法、他人の財物を窃取した者は、懲役10年以下、もしくは50万円の罰金と、これが刑法なんですね。そういった文言を書いとくのもひとつなのかなと思いますが、この点、いかがでございましょうか。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） さきほどの団体へのそういった資金といいますか、これらも9月のときに議員さんの方から質問があって、内部でもいろいろ協議しましたがけれども、一番いいのは、やはり今古紙回収でやっていますこういうルートが確立される

のが一番いいんだと思うんです。

というのは、一回ごみステーションに出されて、ここの部分はこういった団体のもんですよという分けいのはなかなか難しいと思います。

仮にそういう古紙回収のようなルールができたとしても、今度は集めたものをどういうふうに運搬するのかということも課題として残るんで、ここらについては、そういった団体と一度話をしたいと思います。

それで市内のごみステーションの箇所数は約600ございます。

それと、ごみステーションの方には、今回この条例が可決されましたら、そういった表示も考えておりますし、その中に、目撃されたら、そういう持ち去り、さらされてる方を目撃されたら市の方へ通報してくださいよという文も入れようかなとも思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時06分）

（再開 11時16分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第10 議案第88号

○議長（山根啓志君） 日程第10、議案第88号「江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第88号「江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

し尿処理施設の更新に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） それでは、議案第88号について説明いたします。

内容については、143ページに改正条文を、144、145ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

説明に当たっては、この新旧対照表により行いますので、144ページをごらんください。

左側が改正案、右側が現行となっております。

このたびの改正は、浄化センターの更新施設が完成し、新施設での供用を開始したことに伴うものです。

改正内容は、第2条の表中にありますし尿処理施設の現行名称、江田島市浄化センターを、江田島市前処理センターに変更しようとするものであります。

本条例の本則での改正は、この1点であります。この条例の附則において、2つの条例の一部改正と、1つの条例を廃止する手続を行っております。

改正の1つは、附則第2条において、江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行うものです。

改正の内容は、江田島市浄化センターを、江田島市前処理センターに変更することに伴い、第2条第8号及び第10条の見出し等の字句も、これに合わせて変更するものです。

2つ目は、附則第3条において、江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行うものです。

改正の内容は、主に、し尿投入手数料の引き下げを行うもの、第6条第2項でかかげる別表第3を変更するものです。

1番下が別表第3になりますが、1つは、表中の名称を前処理センターに変更し、手数料については、ごらんとおり1.8キロリットル当たり、現行の6,000円の投入手数料を、平成26年度は4,000円、次の平成27年度は3,000円に、平成28年度以降は2,000円と、段階的に引き下げを行うこととしています。

引下げを行う主な理由は、下水道整備が進み、し尿処理運搬業者の業務が縮小され、現行の投入手数料が経営上大きな負担となっていることから、安定した業務継続を行ってもらうため、負担軽減が必要であると判断したものです。

次の145ページをごらんください。

附則第4条において、江田島市浄化センター運営委員会条例を廃止するものです。
廃止する理由は、新施設が完成したことにより、運営委員会の当初の設置目的が、完了したことによるものです。

143ページにお戻りください。

本条例案の附則をおいていますが、施行期日は、附則第1条により、平成26年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第88号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第89号

○議長（山根啓志君） 日程第11、議案第89号「江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第89号「江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について」でございます。

企業立地の奨励にかかる対象事業者を拡大することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第 89 号について説明いたします。

江田島市企業立地奨励条例は、市内において工場等を新設し、または増設する者に対して、所要の奨励措置を講ずることにより、市産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって、市の経済の発展と市民生活の充実の安定に資することを目的とした条例でございます。

改正内容につきましては、147 ページに改正条文を、148 ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

説明に当たっては、この新旧対照表により行います。

まず左側が改正案、右側が現行となっております。

本条例の改正内容は、現行の第 3 条第 3 項を削除し、第 6 条に改正案の下線部分のただし書きを追加するものでございます。

現行では、固定資産税の課税免除等の適用を受ける資格を有する者は、指定の対象にしない規定となっており、企業立地奨励金が受けられない状態となるため、これを固定資産税の課税免除等となる税額の相当額を減額して交付ができるよう、規定をしようとするものでございます。

147 ページにお戻りください。

末尾に本条例案の附則をおいていますが、施行期日は、附則により公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 90 号

○議長（山根啓志君） 日程第 12、議案第 90 号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第90号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」でございます。

消防法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは議案第90号、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

このたびの改正は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、火災予防条例についても、その引用条項につきまして、所要の改正を行うものでございます。

150ページに条例改正案、そして151ページに新旧対照表を添付しております。

150ページをお開きください。

改正の内容ですが、第30条の4第4項中、「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、消防法施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせ、平成26年4月1日から施行するものでございます。

ここで、消防法施行令が、じゃあどのように変わったのかということに疑問を持たれたと思いますので、その内容について簡単に御説明をいたします。

消防法施行令第37条では、消防機械器具の品質を保つ上での検定品目が定められております。

その中にホースや結合金具といったものがございます。

この中で3点が除外され、そして新たに火災警報器が加えられたりしたことによって、以下の号が繰り上がり、号のずれが生じたために整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 9 1 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 3、議案第 9 1 号「新市建設計画の変更について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 9 1 号「新市建設計画の変更について」でございます。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴いまして、新市建設計画の計画期間及び財政計画を変更する必要がありますので、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 9 1 号について説明いたします。

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情を受けまして、平成 2 4 年 6 月に合併特例債の発行期限が延長されました。

このことから、本市においても、引き続き新市建設計画に基づく、財政的に有利な合併特例債を有効に活用できる環境を整えるため、新市建設計画の計画期間を延長しようとするものでございます。

議案書の 1 5 3 ページから 1 5 6 ページに改正事項を、参考資料といたしまして、1 5 7 ページから 1 5 9 ページに新旧対照表を、1 6 0 ページに広島県知事への変更協議書の写し、1 6 1 ページに広島県知事から変更に関する異議ない旨の回答書の写しを、こちらの変更協議の部分につきましては、合併市町村の長は、建設計画を変更する場合は、あらかじめ当該合併市町村を包括する都道府県知事に協議しなければならないと規定されておりますので、この手続を行いまして、県の方から異議ない旨の回答をいただいております。

また、1 6 2、1 6 3 ページに係る法律の抜粋を添付いたしております。

議案書の 1 5 7 ページをお願いいたします。

主な変更内容を新旧対照表で説明させていただきます。

左が変更案で、右が現行です。

合併特例債の発行可能期限の延長に合わせまして、新市建設計画の期間を、下線部分のように、それぞれ平成16年度から平成25年度までの10年間を、平成16年度から平成31年度までの16年間に変更いたしますのでございます。

期間延長に合わせて、財政計画も修正をいたしております。

歳入歳出ともに平成16年度から平成24年度までは、これまでの決算額に沿って時点修正を行い、平成25年度以降は、計画額を算定いたしております。

なお、今後のスケジュールは、本日可決いただきましたら、変更後の新市建設計画を総務省及び広島県へ送付し手続が完了することとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） これは東日本大震災の影響によって、特例債の発行が延期、5年、震災の地域の方は10年ですけども、こちらのところなんですけど、一応今新市建設計画というのがこれ平成16年4月、いわゆる合併のその法定協で決められたと。

で、今、江田島市も次の10年に向けて第2次総合計画を策定する中で、おそらくこの新市の建設計画というのが、もともとの根幹の計画書というふうな認識でおります。

今、いろんな市の計画等は、ホームページ等で公になっております。

実際今こちらの方の新市計画というのがホームページに掲載されているのかどうか。していないのであれば、やはりですね、これから庁舎の問題等もありまして、この新市建設計画がいわゆるよりどころになっておりますので、そういう意味では、今回新たに変更、延長というものが、総務省に受理された段階でですね、それをホームページにですね、PDFのファイル等で改めて掲載していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） そのようにさせていただきます。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 9 2 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 4、議案第 9 2 号「平成 2 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 9 2 号「平成 2 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）」でございます。

平成 2 5 年度江田島市の一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 8 0 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 5 億 2, 5 1 0 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第 3 条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 9 2 号、一般会計補正予算、第 3 号につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の 2 4、2 5 ページをお願いいたします。

初めに歳入からでございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金は、未熟児養育医療扶助費等の増額に伴う養育医療費負担金の増額補正でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、平成 2 4 年度国の補正予算に伴い計上しました公共事業費の本市負担額に対し交付される地域の元気臨時交付金の増額補正です。

なお、この交付金につきましては、地域振興基金への積み立てをすることといたしております。

3目衛生費国庫補助金は、小型合併浄化槽設置交付金の減額補正及び地域の元気臨時交付金の増額補正でございます。

4目土木費国庫補助金は、地域の元気臨時交付金の増額補正及び社会資本整備総合交付金の減額補正です。

15款県支出金、1項県負担金、2目衛生費県負担金は、未熟児養育医療扶助費等の増に伴う養育医療費負担金の増額補正です。

26、27ページをお願いいたします。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、子ども子育て新制度に係る電子システム改修に伴う安心子ども基金特別対策事業費補助金の増額補正です。

3目衛生費県補助金は、小型合併浄化槽設置交付金の増額補正及び妊婦健康診査の一般財源化に伴いまして、妊婦健康診査支援事業補助金の減額を行っております。

6目土木費県補助金は、急傾斜地崩壊対策事業の事業費精算に伴いまして、急傾斜地崩壊対策事業費補助金の減額補正を行っております。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金繰入金は、灘尾弘吉先生顕彰像の維持管理に伴う灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金繰入金の増額補正を行っております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正です。

20款諸収入、6項雑入、4目雑入は、養育医療費自己負担金の増額補正です。

5目過年度収入は、24年度福祉医療費公費負担事業費補助金、こちらの方は乳幼児医療費分にかかるものでございますが、額の確定に伴う増額補正です。

28、29ページをお願いいたします。

21款市債、1項市債、2目衛生債は、地域の元気臨時交付金からの事業費充当に伴いまして、過疎対策事業債を廃止いたしております。

4目土木債は、河川債で、同じく地域の元気臨時交付金からの事業充当に伴う一般単独事業債、こちらは合併特例の急傾斜地崩壊対策事業ですが、これを廃止いたしております。

また、港湾債で、港湾整備事業県負担金の増額に伴う一般単独事業債、合併特例の港湾整備事業の増額補正を海岸保全事業県負担金の減額に伴う一般単独事業債の合併特例、海岸保全施設整備事業の減額補正を行っております。

また、都市計画債では、下水道整備事業費の減額に伴う過疎対策事業債の減額補正を、道路橋梁債で、県道江田島大柿線、こちらの方は江南交差点に係る道路整備事業県負担金の増額に伴う一般単独事業債の増額を行っております。

6目臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴う減額補正を行っております。

続いて、歳出の方に入らせていただきます。

今回の歳出補正予算の主な内容は、地域の元気臨時交付金の交付に伴う地域振興基金積立金への補正、県営事業負担金を含む普通建設事業費の補正、その他修繕料等の補正を行っております。

30、31ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、灘尾弘吉先生顕彰像の維持管理

にかかる委託料の増額補正を行っております。

14目集会所施設費は、沖美ふれあいセンターの光熱水費及び設備等修繕料の増額補正を行っております。

2款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、財政安定化支援事業繰出金の確定に伴いまして、国民健康保険特別会計繰出金の増額補正を行っております。

3目老人福祉費は、介護保険（保険事業勘定）特別会計の保険給付費の増額に伴う介護保険特別会計繰出金への増額補正です。

8目福祉医療費は、平成24年度福祉医療費公費負担事業費補助金の額の確定に伴う返還金の増額補正です。

30、31ページの下段から、32、33ページに続いておりますが、そちらの方をお願いいたします。

2項児童福祉費、3目保育園費は、子ども子育て新制度に係る電子システム改修委託料及び鹿川保育園空調改修工事費の増額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費は、未熟児療育医療対象件数の増加に伴いまして、未熟児養育医療審査委託料及びその他扶助費の増額補正です。

4目健康増進費は、平成24年度がん検診推進事業補助金の額の確定に伴う返還金の増額補正です。

6目環境衛生費は、申請実績見込みに伴いまして、合併浄化槽設置補助金の増額補正及び県交付金返還金の増額補正です。

2項清掃費、3目浄化センター管理費は、地域の元気臨時交付金の充当に伴う財源更正を行っております。

34、35ページをお願いいたします。

5目環境センター管理費は、環境センター車両整備費。こちらの方はホイールローダーになるんですが、の実績見込みに伴いまして減額補正を行っております。

なお、地域元気臨時交付金の財源を充当いたしまして、市債は廃止いたしております。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、農道水路等の修繕料及び法定外公共物改修工事補助金の増額補正です。

3項水産業費、2目水産業振興費は、海辺の新鮮市場駐車場整備に伴う補償費の増額補正です。

3目漁港費は、光熱水費の増額でございます。

34、35ページの下段から次の36、37ページに続きます。

よろしくをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費は、サンビーチおきみ空調設備改修工事に伴う宿泊施設事業特別会計繰出金の増額補正です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、土木関係研修のための旅費を計上いたしております。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は、道路台帳更新業務の内容変更に伴う委託料の増額補正です。

2目道路新設改良費は、県道江田島大柿線、江南交差点の道路整備事業県負担金の増額補正です。

3項河川費、2目砂防費は、事業の実績見込みに伴う減額補正です。

なお、地域元気臨時交付金を財源充当いたしまして、市債の方を廃止いたしております。

38、39ページをお願いいたします。

4項港湾費、2目港湾建設費は、港湾建設事業県負担金の増額補正です。

5項都市計画費、2目下水道事業費は、下水道整備事業の減額に伴う下水道事業会計繰出金の減額補正です。

3目都市下水路費は、大原ポンプ場長寿命化に係る更新設計業務委託料の減額補正です。

10款教育費、4項社会教育費、3目公民館費は、大須公民館の雨漏りに伴う修繕料の増額補正を行っております。

40、41ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は、本年9月の大雨による深江、江南及び是長地区の農地等災害復旧費の増額補正でございます。

13款諸支出金、1項基金費、16目地域振興基金費は、地域の元気臨時交付金を一たん基金へ積み立て、平成26年度の単独普通建設事業に充てるため増額補正をいたしております。

なお、42ページに債務負担行為の支出予定額調書、43ページに地方債の見込みに関する調書をお示しいたしております。

予算書の5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、防災行政無線保守点検業務委託から給食運搬・運行管理業務委託、学校・保育園のまでの計10件をお願いいたしております。

次に、6ページと7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

追加といたしまして1件、廃止といたしまして2件、変更といたしまして4件をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,801万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億2,510万8,000円とする一般会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 1点だけ教えてください。

資料の33ページなんですけども、民生費の第6目環境衛生費ということで、いわ

ゆる合併浄化槽の設置補助金の増額ということでございます。

今回この増額に当たりまして、当初予定のいわゆる補助金の申請件数が今、現状、どこまでの枠があるのかという、枠というんですかね、予算措置ができるのかということと、あと今現時点で申請されとる5人槽とか7人槽という枠があると思うんですけども、その基数、合併浄化槽の1基2基の基数ですね、こちらの方を教えてくださいと思います。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 合併浄化槽の件につきましては、当初、5人槽10基、7人槽10基で、今回、7人槽を4件と5人槽の2件を増加しております。それに伴うものであります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） ですんで、その枠はわかりました。

実際、今現時点12月、11月現在でも、末現在でもいいんですけども、もう既に実行された件数教えてください。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 今実際のちょっと数字がちょっと今、おそらくいうたらあれですが、当初予算分はもう既にすんで、今回補正しようとするものが今申請が出て、あと1件ぐらいはこれから出るだろうという分で、既に当初予算についてはすんでるということです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） それではですね、今この、いわゆるこの合併浄化槽というのが、下水道の処理区域を縮小することに伴ってこの補助金制度を創設したというふうに私認識しております。

今、これからもう何年かこれを今補助金制度やっております。

限られた予算の中で、毎年、予算化をされているわけなんですけども、今現状で、市民の方々から合併浄化槽の補助をしてほしいという依頼のどういうんですかね、件数がわかればありがたいんですけども、どんなでしょう、まだまだ需要があるというふうにお考えでございますか。

その点を教えてくださいと思います。

○議長（山根啓志君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 合併浄化槽の件数がこれからどういうふうになるかということなんですけども、今のところは例年どおりぐらいの件数で推移をしております。

ただ、下水道の区域内であっても、土地に段差があって、本来であれば、下水道をつながないといけないような地域であっても、そういう地形の状況で合併浄化槽を設置するようなケースもあるんで、これから件数がどういうふうになるかいうのはちょっとつかめないところがありますけれども、今のところは例年どおりで推移しております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 25ページの元気臨時交付金ですか、全体で約1億5,000万、この元気臨時交付金というのが初めて聞かしてもろうたんですが、今、説明があったんですが、ちょっと具体的にお尋ねしたいんですが。

それと、41ページの農業施設災害復旧事業費で、9月の大雨で、農道の改修だということでございしましたが、ここでの災害復旧は、いわゆる災害対象になる、降雨量が1時間に30ミリとかございしましたが、国費もまあない、今回は一般財源でやられるんですが、これはやっぱり農業総務費の方でやられるべきじゃないのかなというふうに感じるんですが、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 地域の元気づくり交付金につきまして説明させていただきます。

平成24年度の国の補正予算、第1号によって発生したものでございまして、地方公共団体の追加、公共投資の負担額に対して、資本負担額の8割を基本として、同交付金が交付されるというような補正予算がつけました。その金額が交付決定額が1億5,739万6,000円。こちらの交付金がついております。

こちらの方の交付決定がですね、遅かったということで、ことしの1月頃にありましたもんで、この対象となるものが、平成25年1月16日以降に地方公共団体が予算計上した事業が該当になるということで、ほとんどが繰り越しをさせていただくような状況になります。

で、24年度で3件、3件、一応予算計上させていただきまして、残りの部分の、先ほど申し上げました地域振興基金の方へたん、執行できない部分は基金として積み立てまして、それを26年度の単独公共事業の部分にまわささせていただいて、ですから今から26年度の予算編成入っていくんですが、この臨時交付金の基金分を単独事業費のほうへまわささせていただいて、それぞれの重要とか、そこらの優先順位をつけて、充たさせていただこうと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 40ページ、41ページの災害に関する予算措置のことをございすけども、ここでは国費対象も当然ここに入るんですけども、単独もここであげるような組みかたを従前からしております。

で、600万円の国費にならないかとかいうふうな質問だろうと思います。

3件ほど災害復旧工事箇所を予定しておりまして、江南のタンクの地下タンクの後の処理の周辺の小さな水路部分の災害復旧と、沖美町是長の方の農道の小っちゃな周辺の擁壁と、それと深江のオリーブ団地の造成工事の災害復旧というふうに3か所ほど考えております。

深江のオリーブ団地の造成については現在まだ事業執行中でございますので、災害

対象がなかなか困難なので、ここでカウントさせていただきました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 災害については、いわゆるもう、国費対象にならないということによろしいんですね。はい。

それと、今先の元気臨時交付金ですよね、これは、今回に限りでございませうか。次年度もあるわけですか。

ここらを教えてもらいたいんですが。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） この交付金につきましては、国の補正予算の関係の部分になりますので、この元気づくりの交付金につきましては、今回限りということになります。

また、国の施策の中で違うまた交付金制度で出る以外は、一応、今回もこの交付金制度だけになっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） そうすると、まあそれはいいんですが、まだ残工事が予定しておるといことですが、これはほいじゃが先ほど言われた繰り越しでやられるということですよ。そうすると、どこをやられるかというのは、まだ決めてないわけですね。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 先ほど申し上げましたように、今、26年度の予算編成に作業に入っております。

この基金に積み立てした部分につきましては、優先順位をつけまして、交付金になります一般財源になりますので、有利な財源になりますので、優先順位をつけて、そちらの方へ充当していくということです。

で、24年度で財源を3つの事業に当てはめた部分につきましては、起債で充当しとった分を、こちらの交付金に振り替えてやらしていただいたというような経緯でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

1番 酒永議員。

○1番（酒永光志君） 33ページの児童福祉費の関係でございませう。

委託料として電子システム構築業務の委託料756万円が補正として計上されておりますけれども、子ども子育て支援電子システムということですが、これの具体的な内容と言いますか、これをして、構築して、どんな事業に生かしていくんかというところがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） ただ今の議員の御質問は電子システムの構築の内容ということだと思っておりますけれども、今、国の方が、厚生労働省の方が子ども子育て支援

ということで、国・県・市町が情報を共有して、その情報を発信するということで、全国統一のシステムをつくっております。それに乗っかるものというのは聞いております。

その内容としましては、保育の必要性とか、未満児の保育の必要性とか、利用可能な施設のあっせん等々の情報を統一したものとして構築していこうということを聞いております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 1 番 酒永議員。

○1 番（酒永光志君） それは今の国・県・市町のいわゆる共通の情報システムと思うんですけども、市としてのですね、単独的な利用といいますか、そこらあたりを考えておられますか。

○議長（山根啓志君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） それにつきましてもうちの方は単独というのがありますので、そちらの方も加えたものとして、補助申請をしていこうと考えております。

○議長（山根啓志君） 1 番 酒永議員。

○1 番（酒永光志君） 私このたび議員に立候補させていただきまして、その運動の期間中、かなりの若い子育て世代のお母さん方から、この子育て支援に対する要望がたくさんあがっておりました。

江田島市にこれから住んで子育てをしようと思うときに、まだまだ子育て支援策が足りてないということを認識をしたところでございますが、こういうシステムをしっかりと利用させていただきまして、今後の施策につなげていっていただきたいと、このように要望するわけでございます。

終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

（休憩 1 2 時 0 8 分）

（再開 1 3 時 0 1 分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第4 議案第67号

○議長（山根啓志君） 日程第15、議案第93号「平成25年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第93号「平成25年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成25年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,487万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,744万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第93号の平成25年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算、第3号について説明いたします。

このたびの補正予算の主なものは、医療費の支払いである保険給付について、今年度の支出状況や昨年度の支出状況を勘案して増額補正が必要となったこと。また、平成24年度の療養給付に対する国庫負担金が精算により返還金が生じたために増額補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の明細につきまして説明させていただきます。

事項別明細書の48、49ページをお開きください。

1番上ですけれども、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金、第1節現年分4,219万円の増額補正です。

これは、歳出の増額補正としている保険給付費、後期高齢者支援分、介護納付金の32%分を増額補正としております。

次の第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金、第1節普通調整交付金、922万9,000円の増額補正です。

これも第1項の国庫負担金と同様に、それぞれの歳出増額分の7%分を増額補正としております。

第4款県支出金、第2項県補助金、第1目県財政調整交付金、第1節普通調整交付

金、791万円の増額補正です。

これも国庫負担金と同様に、それぞれの歳出増額分の6%分を増額補正としております。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第4節財政安定化支援事業繰入金、1,324万6,000円の増額補正です。

これは平成25年度の普通地方交付税により措置された国保の財源分を一般会計から繰り入れるものです。

次のページ、50、51ページをお開きください。

第9款繰入金、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険基金繰入金、第1節国民健康保険基金繰入金1億500万円の減額補正です。

これは平成24年度の決算で繰り越しができたので、この繰越金を財源として充当することとして、当初予算で予定しておりました基金の取り崩しを減額するものです。

第9款繰越金、第1項繰越金、第2目その他の繰越金、第1節その他の繰越金1億8,730万4,000円の増額補正です。

これは平成24年度の決算により繰越金が確定したので増額補正しております。

続いて歳出です。

52、53ページをお開きください。

1番上の第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、第19節負担金補助及び交付金、7,000万円の増額補正と、その下の第2項高額療養諸費、第1目一般被保険者高額療養費、第19節の負担金補助及び交付金4,000万円の増額補正。

これらは、今年度の支出状況や昨年度の支出状況を勘案しまして、増額をお願いするものでございます。

第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金、第19節負担金補助及び交付金、1,763万6,000円の増額補正です。

これは平成25年分の後期高齢者支援金の納付額が確定したことにより増額が必要となったものでございます。

次の54、55ページをお開きください。

第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金補助及び交付金、420万7,000円の増額補正です。

これは平成25年分の納付金の額が確定したことにより増額が必要となったものです。

第7款共同事業拠出金、第1目共同事業拠出金、第2目保険財政共同安定化事業拠出金、第19節負担金補助及び交付金、657万1,000円の増額補正です。

これは平成25年分の額の通知がありまして増額が必要となったものです。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第23節償還金利子及び割引料、1,677万9,000円の増額補正です。

これは平成24年分の療養給付費等負担金の精算により返還金が生じたものです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 94 号

○議長（山根啓志君） 日程第 16、議案第 94 号「平成 25 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 94 号「平成 25 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。

平成 25 年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 108 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3, 055 万 4, 000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 94 号の平成 25 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、第 2 号について説明いたします。

このたびの補正は、平成 25 年分の決算見込みにより、地域密着型介護予防サービ

ス給付費等に不足が生じる見込みとなり、増額補正をお願いするものです。

初めに歳入です。

事項別明細書の60、61ページをお願いします。

1番上、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者特別徴収保険料、第1節現年度分特別徴収保険料、67万5,000円の増額補正です。

これは特別徴収が見込みより増加したことによる増額補正です。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金、第1節現年分74万円の増額補正から、その下の第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整基金、第1節現年分、28万6,000円の増額補正。

その次の第4款1支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、第1節現年分の107万3,000円の増額補正。

それと1番下の第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金、第1節現年分46万3,000円の増額補正。

それと次のページ62、63ページをお開きください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金、第1節現年分46万3,000円の増額補正。

これらの増額補正は、いずれも介護予防サービス等の諸費の歳出増額に伴い、国支基金県市の負担金が増額するものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金、738万円の増額補正です。

これは平成24年度の決算により繰越額が確定したことにより増額するものです。

次に歳出です。

64、65ページをお開きください。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第3目地域密着型介護予防サービス給付費、第19節負担金補助及び給付金180万円の増額補正です。

これは、グループホーム入所者などで、介護予防のサービスを受ける人が当初見込みより増となり、増額が必要となったものです。

第5目介護予防福祉用具購入費、第19節負担金補助及び交付金、50万円の増額補正です。

これは要支援者の福祉用具の購入が、当初見込みより要望が多く増額補正をお願いするものです。

第6目介護予防住宅改修費、第19節負担金補助及び交付金、140万円の増額補正です。

これも要支援者の住宅改修費用の申請が当初見込みより要望が多くて増額補正をお願いするものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、第25節積立金、738万円の増額補正です。

これは平成24年度の決算額の確定により繰越額を基金に積み立てるものです。

以上で説明終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 95 号

○議長（山根啓志君） 日程第 17、議案第 95 号「平成 25 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 95 号「平成 25 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。

平成 25 年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,300 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第 95 号、平成 25 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明します。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

72、73ページをお開きください。

このたびの補正は、サンビーチおきみの空調設備改修に係る経費を増額補正をお願いするものでございます。

初めに歳入でございますが、第1款繰入金、1項1目第1節一般会計繰入金で、補正額1,000万円の増額補正です。

これは一般会計歳出、第7款1項3目観光費からの繰出金からの繰り入れでございます。

次に、歳出ですが、次のページの74ページ、75ページをお開きください。

歳出、第1款事業費、第1項第1目管理費で、15節工事請負費1,000万円の増額補正です。

先ほど申しましたように、サンビーチおきみの客室13室及び厨房等の空調設備が老朽化し、応急措置を施して運転してきましたが、これ以上は営業に支障をきたすので、設備を改修しようとするものでございます。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第96号

○議長（山根啓志君） 日程第18、議案第96号「平成25年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第96号「平成25年度江田島

市下水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第96号、平成25年度江田島市下水道事業会計補正予算、第2号について御説明いたします。

このたびの補正は、国からの交付金が要望した当初予算額より減額して交付されたことによる諸費用の減額、債務負担行為の計上に係る補正を行うものでございます。

下水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成25年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度江田島市下水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款下水道事業収益の第1項営業収益を45万円の減額補正、第2項営業外収益を同じく45万円の増額補正を行います。

したがって、第1款下水道事業収益の補正後合計額は、8億9,590万9,000円に変更ございません。

また、支出については、今回補正はございません。

補正の内容についてですが、5ページの実施計画書をごらんください。

1番上の収益的収入の表の中ほどにございます4の国庫補助金ですが、これは水洗化を促進させるための費用に対する国からの交付金でございます。

この交付金が、国に要望した当初予算額より減額して交付されたため、90万円の減額となり、減額の2分の1の45万円を3の一般会計負担金で、残る45万円を2の一般会計補助金を増額して充当するものでございます。

それではまた1ページに戻っていただきまして、第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第1款資本的収入の第1項企業債を5,290万円の減額、第2項出資金を1,288万5,000円の減額、第3項国庫補助金を4,200万円の減額、第4項負担金を5,120万円の減額補正を行い、第1款資本的収入の補正後合計額を3億5,187万2,000円とするものです。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を1億7,570万円の減額補正を行い、第1款資本的支出合計額を6億8,873万6,000円とするものです。

これは最初に御説明をしたように、国からの交付金が要望した当初予算額より減額して交付されたことによって諸費用を減額するものです。

これに伴い、第3条本文にあるように、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,357万9,000円を、3億3,686万4,000円に減額し、当年度分損益勘定留保資金2億7,111万1,000円を2億5,439万6,000円に補正いたします。

続いて、第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、第3条に示すとおり、5,

290万円の減額補正を行いまして、7,080万円に改めます。

第5条 予算第8条に定めた一般会計補助金を45万円の増額補正を行いまして、1億3,547万3,000円に改めます。

2ページをお開きください。

第6条 予算第8条の次に1条を追加し、第9条として、債務負担行為の事項等を2ページから3ページまでの表のとおりと定めます。

これは本市が管理いたします各浄化センターにおいて、維持管理費、汚泥運搬、汚泥処分、水質・汚泥分析、汚泥脱水の業務を、年間を通して委託契約をするため、年度末に翌年度の契約を締結しております。

コスト縮減を図るため、一部を除いて、平成26年度から28年度までの複数年契約を予定しております、このための債務負担行為を計上するものでございます。

実施計画は5ページに、資金計画は6ページ、費目別内訳は7ページから8ページ、債務負担行為に関する調書は9から14ページに記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第97号

○議長（山根啓志君） 日程第19、議案第97号「平成25年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第97号「平成25年度江田島

市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） 議案第97号、平成25年度江田島市水道事業会計補正予算、第2号について御説明申し上げます。

今回の補正は、本年度の工事などの精算、実績見込みなどによる水道事業収益及び水道事業費用のそれぞれを減額補正とし、消費税見込額を増額いたします。

また、平成26年度の水道水質管理業務委託として757万9,000円を限度額とする債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

それでは1ページをごらんください。

第1条 平成25年度江田島市水道事業会計補正予算、第2号は次に定めるところによる。

第2条 平成25年度江田島水道事業会計予算（以下「予算」という）3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

まず収入です。

第1款 第1項営業収益を1,557万1,000円を減額し、第1款水道事業収益総額を8億1,209万5,000円とするものでございます。

支出です。

第1項営業費用を1,617万1,000円を減額、第2項営業外費用を573万2,000円追加いたします。

その結果、第1款水道事業費用の合計額を7億9,405万9,000円といたします。

第3条です。

収入の部、第1款資本的収入、第4項工事負担金を3,731万8,000円減額いたし、第1款の資本的収入合計を、7,881万1,000円といたします。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費を4,262万3,000円を減額し、第1款資本的支出の合計を2億6,130万4,000円といたします。

その結果、予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,779万8,000円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,249万3,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額679万3,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額476万9,000円に、当年度損益勘定留保資金1億4,167万4,000円を当年度損益勘定留保資金1億3,839万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次とするものでございます。

第4条です。

予算第7条の次に、次の1条を加えます。

債務負担行為

第8条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと

定めます。

内容的には先ほど申しました水道水質管理業務委託、26年分の757万9,000円を限度額として定めるものでございます。

なお、この平成25年度予算に関する説明書として、3ページに平成25年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画、4ページに平成25年度江田島市水道事業資金計画補正（第2号）、5ページに債務負担行為に関する調書、6ページに費目別内訳書として収益的収入及び支出の部及び7ページに資本的収入及び支出の部をつけております。

以上で、平成25年度江田島市水道事業会計補正予算、第2号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（山根啓志君） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日12月7日から12月11日までは休会とし、3日目は12月12日午前10時に開会いたしますので、御参集をお願いします。

（散会 13時37分）